

次期福島県国民健康保険運営方針について

令和5年7月31日

福島県国民健康保険課

次期福島県国民健康保険運営方針（概要版）

※緑字：新規追加箇所 ※赤字：今回修正箇所

第1章 基本的事項

1 策定目的

県と市町村が共通の認識の下で、保険者として国保事業を実施するとともに、市町村が担う事業の効率化、広域化を促進できるよう、共通の指針となる運営方針を策定する。

2 根 拠

国民健康保険法第82条の2

3 策定年月日

令和6年〇月〇〇日

4 対象期間

令和6年度～令和11年度（見直し時期は令和8年度とする）

5 評価・検証

- 安定的な財政運営や市町村が担う国保事業の広域的・効率的な運営に向けた取組状況を定期的に把握・分析し、評価を行う。
- その検証結果に基づき、国保財政の安定化、保険料（税）水準の平準化の推進等のために必要であると認めるときは、運営方針の見直しを行う。

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

- 県による財政支援の拡充や財政安定化基金の設置により、国保の財政運営は安定化するものと考えられるが、一方、一人当たりの医療費が伸びることが見込まれることから医療費の適正化をより一層推進していく必要がある。

	令和4年度	令和8年度	令和11年度
医療費（対令和4年度比）	1,513 億円	1,312 億円 (87%)	1,109億円 (73%)
被保険者数（対令和4年度比）	38.6 万人	30.5万人 (79%)	24.9万人 (65%)
一人当たり医療費（対令和4年度比）	392,251 円	439,156 円 (112%)	470,893 円 (120%)

2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

(1) 市町村国保特会

- 財政支援の拡充や国保事業費納付金、保険給付費等交付金の導入により一般会計からの法定外繰入（決算補填目的）の必要性が減少していることから、赤字を生じさせないように安定的な財政運営を図る必要がある。

(2) 県国保特会

- 国からの公費や市町村からの国保事業費納付金等の収入をもって市町村に交付金を支払い、保険給付費の急増等不測の事態が生じた際には、財政安定化基金を活用し、安定的な財政運営を行う。

3 赤字解消・削減の取組、目標年次等

- 市町村国保が解消・削減すべき赤字額は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」及び「繰上充用金の増加額」を基本とする。
- 決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行った場合、市町村は5年以内を基本とした赤字解消・削減計画を策定し、計画的に解消・削減を図る。

4 財政安定化基金

- 保険給付費の増大や収納率低下等による財源不足に対する県及び市町村への貸付を行う。
- 災害等「特別な事情」が生じた場合は、収納不足額の1/2を市町村に交付する。
- 財政調整機能により国保事業費納付金の年度間の平準化を図る。

第3章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化

1 保険料（税）水準の統一

- (1) 統一に向けた基本的な考え方…被保険者数の減少に伴い、保険者規模が縮小する中、県が管内市町村の国保事業や財政を一体的に管理することで安定的な運営を持続させる。受益と負担の公平性の観点から、同一の保険料（税）を支払うのであれば、同程度の被保険者サービスを提供することが重要である。
- (2) 統一の定義に関する事項…完全統一（県内どこに居住しても同じ所得であれば同じ保険料（税））とする。
- (3) 目標年度（統一予定時期）…令和11年度とする。
- (4) 統一に向けたスケジュール…令和10年度までを移行期間とし、統一に向けた取組みを進める。
- (5) 移行期間の取組…納付金算定において、①医療費指数反映係数 $\alpha=0$ に向けた調整、②経費や公費の県単位化に向けた調整、③保険料（税）収納率による調整を段階的に実施する。
- (6) 例外的な取扱い…市町村基金の在り方をはじめ、保健事業や任意給付、地方単独事業等の各市町村が個別に実施してきた事業の範囲を整理するとともに、例外的な取扱いについての方針を決定する。

2 保険料（税）の算定方式の現状

- (1) 算定方式…3方式（均等割、平等割、所得割）
- (2) 医療費指数反映係数（ α ）の設定…令和11年度までに、「 $\alpha=0$ 」に向けて段階的に調整する。
- (3) 所得係数（ β ）の設定…国が算出した「 β 」を基本とする。

3 納付金の基本的な考え方、算定方法

- (1) 標準的な算定方式…3方式（均等割、平等割、所得割）
- (2) 所得割・均等割・平等割の賦課割合…所得割：均等割：平等割= $\beta/(\beta+1)$ ： $0.7/(\beta+1)$ ： $0.3/(\beta+1)$
- (3) 賦課限度額…県内すべての市町村が国保法施行令29条の7において規定する金額

4 標準保険料率の基本的な考え方、算定方法

- (1) 市町村標準保険料率…算定方式、賦課割合、賦課限度額について定める。
- (2) 都道府県標準保険料率…算定方式について定める。
- (3) 激変緩和措置…激変が生じにくい α 、 β を用いて、県全体で納付金額のバランスをとる。
県繰入金を活用して県が個別市町村に公費充当を行い、保険料（税）の軽減を図る。

5 標準的な収納率

- ・各市町村が現実的な収納率であって、市町村の自助努力により標準的な収納率を上回ればインセンティブが働くよう保険者規模別により定める。
- ・具体的には、特定年度に生じた収納率の変動の影響を受けにくくするため、直近3カ年の平均により毎年度設定する。

第4章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施

1 保険料（税）収納の現状

- ・ 収納率は年々向上しているものの、目標収納率までは達していない。令和3年度収納率：93.88%（全国40位）

2 目標収納率の設定

- ・ 県平均の目標収納率を令和8年度までの期間において94.54%（P）とする。
- ・ 被保険者規模別の目標収納率は、下表のとおり5区分で設定する。

被保険者規模	目標収納率
5万人以上	94.34%
1万人以上5万人未満	94.37%
3千人以上1万人未満	94.37%
1千人以上3千人未満	95.82%
1千人未満	98.47%

（P）WGでの協議の上、再設定する

3 収納対策

- ・ 口座振替等の利用促進
 - …市町村は口座振替の原則化を進める。
クレジット決済、コンビニ収納など納付機会の拡大について、効果的な納付方法について検討する。
- ・ 税関係課との連携による収納体制の強化
 - …県税務課及び市町村財政課と連携し、「市町村税滞納整理スキルアップ支援事業」を実施する。
収納担当職員の徴収スキル向上に向けた研修会の充実を図る。
- ・ 徴収アドバイザーの設置
 - …徴収アドバイザーを設置し、収納対策等について助言・指導を行う。
- ・ 収納対策マニュアル等の作成
 - …滞納整理についての基本的事項をまとめた「収納率向上ガイドライン」を作成し、市町村に提供済み。
- ・ 各市町村の取組評価
 - …各市町村が『収納状況・取組状況等評価シート』を活用し、取組状況を評価する。
- ・ 保険料（税）率統一に向けた検討事項
 - …収納率が低い市町村の分を、高い市町村が負担することになることから、モラルハザードが生じないよう対策を講じる必要がある。
併せて収納率の高い市町村に対して、どのようなインセンティブを与えるか検討が必要。
納付回数異なることにより、納付一回当たりの負担感が異なることから統一する必要があるか検討する。
差押え等の滞納処分の公平性の観点から、統一した「滞納処分方針」の策定に向けた検討を行う。

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

1 レセプト点検

- (1) 現状と課題…各市町村におけるレセプト点検実施状況（国保連合会による共同実施状況含む）及びレセプト点検の効果率や効果額を示す。市町村により内容点検体制や内容点検効果率に差が生じている。
- (2) 今後の方針…県の専門性（医療監視情報の活用等）や広域性（県内の他市町村への転居後のレセプト情報等）を発揮した点検について市町村等と連携し取り組んでいく。

2 療養費支給の適正化

1) あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう及び柔道整復の療養費

- (1) 現状と課題…患者調査の実施状況、医療費通知の実施状況等示す。施術回数の水増し等の不正請求が生じる可能性があるため、適切な調査方法が必要。
- (2) 今後の方針…市町村や後期高齢者医療広域連合と連携を図り、調査方法を検討するとともに、市町村等の調査を支援しながら事例を積み上げ、調査マニュアルの作成を検討する。

2) 海外療養費

- (1) 現状と課題…申請受理件数等の推移を示す。市町村により対応件数が異なるため、支給申請に関するノウハウに差が生じている。
- (2) 今後の方針…海外療養費の支給申請に関する審査の強化を図る。

3) 不正利得の回収

- (1) 現状と課題…事務処理方針及び事務処理規約に基づき運用している。これまで市町村から県への委託実績はない。
- (2) 今後の方針…不正利得に係る案件のうち、広域的な対応が必要な案件及び専門性を要する案件の返還請求等の事務について、市町村と協議していく。

3 第三者行為求償事務

- (1) 現状と課題…被保険者への「第三者行為による傷病届」の提出について周知徹底や、担当職員の求償技術の向上により、迅速かつ適切な事務処理に努めている。一方、市町村により発生件数が異なるため、取組内容に差が生じている。
- (2) 今後の方針…傷病届の提出率等の数値目標を設定するなど、取組の強化を図る。

4 高額療養費の多数回該当の取扱い

- (1) 現状と課題…判定が難しい事例等の県内共有が図られていない。
- (2) 今後の方針…高額療養費に係る該当回数の継続基準である「世帯の継続性」について、県内統一の判定基準を定める。

第6章 医療費の適正化の取組

1 特定健康診査・特定保健指導

- (1) 現状と課題…令和3年度の特定健診受診率は、42.3%（全国12位）。市町村国保の実施率目標である60%を上回っている市町村は、10市町村。
- (2) 今後の方針…全保険者において実施率60%以上を目指す。保健指導等人材育成事業により保健師等の保健指導知識・技術の習得を支援する。また、受診率の向上と事務の標準化の両面から効果的・効率的な実施体制を検討する。

2 糖尿病性腎症重症化予防

- (1) 現状と課題…「福島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（平成29年度策定、令和2年度改定）に基づき、県は市町村の取組を支援するとともに、市町村はかかりつけ医等と連携した保健指導を実施。重症化リスクのある被保険者に対して、効率的かつ効果的な保健指導等を実施する必要があるが、市町村により保健指導力に差が生じている。
- (2) 今後の方針…国保健康づくり推進事業により、医療関係者と連携した糖尿病等重症化予防の取組等を推進するとともに、市町村国保における健康づくり事業を支援し、国保被保険者の健康長寿の延伸と医療費適正化を図る。

3 後発医薬品

- (1) 現状と課題…目標である使用割合80%以上は達成済み。更なる利用促進に向けた関係機関との連携体制の整備が必要である。
- (2) 今後の方針…「福島県後発医薬品安心使用促進協議会」等と連携するなど、今後も使用割合80%以上を維持する。

4 重複受診、頻回受診等

- (1) 現状と課題…市町村は、レセプト情報等により重複受診、頻回受診者等の対象者を抽出し、保健師等の訪問指導を行い、適正受診を図る取組を実施。
- (2) 今後の方針…重複投薬等への訪問指導のあり方について、県薬剤師会等と連携して取り組むとともに、積極的な取組に対するインセンティブも検討する。

5 医療費通知

- (1) 現状と課題…現在は、年6回以上通知することで県内統一。一方で、医療費適正化（医療費抑制）にどの程度有効であるか、検証が必要。
- (2) 今後の方針…保険料（税）水準の統一に向け、費用対効果を考慮した効果的・効率的な実施方法を市町村と検討する。

6 市町村データヘルス計画

- (1) 現状と課題…令和6年度からの第3期データヘルス計画を策定し、各市町村のホームページに掲載。計画の確実な実行と定期的な分析が必要。
- (2) 今後の方針…医療費や健診情報等のデータ分析を行い、PDCAサイクルにより効率的・効果的な保健事業を実施する。令和8年度に中間評価を行う。

7 医療費適正化計画との関係

- (1) 現状と課題…令和6年度からの第4期医療費適正化計画を策定。県と保険者の更なる連携強化を図る。
- (2) 今後の方針…医療費適正化計画における目標や施策、関係者に期待される役割等の内容を踏まえ、県及び市町村は医療費適正化対策に取り組む。

第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

1 標準化、広域化、効率化に向けた取組

(1) 市町村が担う事務の共同実施

- ・ 県は、市町村の意向や要望を聴取した上で、市町村が担う事務の共通化、医療費適正化対策の共同実施、職員に対する研修会の実施等、市町村が担う事務の標準化、広域化及び効率化に資する取組について検討する。
- ・ 事務の共同実施については、国保連との連携が必要であることから、現在の運営上の課題や標準化等に向けて、更に検討を進める。

(2) 共同化に向けた取組

① 一部負担金の減免基準の標準化

- ・ 平成30年度に国の財源補填の要件のとおり標準化しており、今後は全市町村が標準化に沿った要綱を作成することを目指す。

② その他

- ・ 令和11年度の保険料（税）水準の統一に向けて、共同化が必要な事務がないか、検討を進める。

第8章 保健医療福祉サービス等に関する施策との連携

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・ 広域連合と市町村が協働して、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施する。
- ・ 県は、国保データベース（KDB）システムなどの健康・医療情報の情報基盤を活用し、各市町村の保健事業の実施に係る課題の分析や情報提供などの支援を行う。

2 県が策定する保健・医療・介護等の各種計画との整合性

- ・ 県は広域的な保険者として、県が策定する保健・医療・介護等の各種計画、事業と連携し、医療福祉サービスを推進する。

第9章 国保の健全な運営のための連絡調整

1 福島県国民健康保険運営協議会の設置

- 国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項、福島県国保運営方針の策定に関する事項、その他重要事項について審議する。

2 福島県市町村国保安定化等連携会議の設置

- 国保事務の標準化、効率化、広域化の推進及び医療費の適正化に向けた取組の充実、収納対策を進めるため、本県の国保運営に当たっての方向性について県と市町村及び市町村間の意見の調整を行い、円滑な運営を図る必要があることから、引き続き、連携会議を定期的に行い、十分な議論を行い、意見の集約を行う。

3 福島県国民健康保険審査会の設置

- 保険給付に関する処分又は保険料（税）その他国保法の規定による徴収金に関する処分に対する不服申立について、国民健康保険審査会において審査する。

4 国保連・保険者協議会との連携強化

- 本運営方針に掲げる施策等が円滑に実施できるよう、国保連、保険者協議会及びその他関係団体との連携を図る。